

船舶事故調査報告書

令和2年5月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年6月22日 08時05分ごろ
発生場所	兵庫県東播磨港南方沖 東播磨港二見南防波堤灯台から真方位190° 1.2海里付近 (概位 北緯34°40.2′ 東経134°52.9′)
事故の概要	プレジャーボート大磯丸は、航行中、また、プレジャーボート凧3は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年9月10日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 大磯丸、3.7トン 260-46141兵庫、個人所有 B プレジャーボート 凧3、5トン未満（長さ5.76m） 260-35237兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 左舷船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣り場の移動の目的で航行を開始したところ、船首方で漂流中のB船に衝突した。 船長Aは、航行開始前に船首方を見たものの、他船を見掛けなかったため、他船がないと思い、航行開始後に足下に落ちた物を拾っていたところ、衝撃でB船と衝突したことを知った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣りの目的で漂流中、船長Bが、ふだん同様、航行中の他船が避けてくれると思い、漂流を続けていたところ、後方至近となったA船に気付き、危険を感じて大声で叫んだものの、A船と衝突した。
分析	A船は、航行中、船長Aが、航行開始前に進行方向に他船を見掛けず、他船がないと思い、発進して航行を続けたことから、前路で漂流中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、漂流中、船長Bが、ふだん同様、航行中の他船が避けてくれると思い、漂流を続けたことから、接近するA船に気付くのが遅れ、危険を感じて大声で叫んだものの、A船と衝突したものと考えら

	れる。
<b>原因</b>	本事故は、A船が航行中、B船が漂流中、船長Aが、航行開始前に進行方向に他船を見掛けず、他船がないと思い、発進して航行を続け、また、船長Bが、ふだん同様、航行中の他船が避けてくれると思い、漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・航行中は、周囲に他船がないと思わず、常時、適切な見張りを行うこと。</li><li>・漂流中においても、航行中の他船が避けてくれると思わず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。</li></ul>